

指定管理者の指定について

1. 管理を行わせる施設

- (1) 名称 品川区立家庭あんしんセンター
- (2) 所在地 品川区平塚二丁目12番2号

2. 指定管理者候補者

- (1) 名称 社会福祉法人福栄会
- (2) 所在地 品川区東品川三丁目1番8号
- (3) 代表者 野村 寛

3. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4. 候補者の選定

「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、運営者に連続性が要求されることから、公募によらず特定の事業者を指定管理者候補者として選定を行うこととし、選定委員会に付議した。

5. 審査の経緯

(1) 選定の経過

令和2年8月21日 社会福祉法人福栄会より指定管理者指定申請書を受理

令和2年9月 3日 指定管理者候補者選定委員会を開催し、指定管理者候補者を決定

(2) 指定管理者候補者選定委員会の構成

- ・委員長 企画部長
- ・委員 有識者2名
- 福祉部長
- 企画調整課長
- 子ども未来部長 (所管部長)
- 子育て応援課長 (所管課長)
- 子ども家庭支援センター長 (所管課長) 計8名

6. 選定基準

- (1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
- (2) 適切な維持および管理を行い、管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。
- (4) 設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

7. 指定管理者候補者として選定した理由

- (1) 母子生活支援施設ひまわり荘の利用者の自立促進に対し、個々の計画に基づく相談・指導や、退所後も関係機関と連携したアフターケアを実施する提案がなされたこと。

子育て支援センターの育児支援を目的とした相談事業において、子ども家庭支援センターと連携し、虐待の未然防止・早期発見に取り組むとされていること。

- (2) 防災避難訓練の実施や、ヒヤリハット事例の検証、事故発生時の報告、再発防止への取り組みおよび緊急時体制の整備などの提案がなされたこと。
- (3) 業務遂行の基本的能力となる経営基盤は、公認会計士による事業者経営分析を踏まえて、経営に支障がなく良好であると判断したこと。
- (4) 母子家庭に対する自立支援および子育て家庭に対する育児支援を図るものとして、設置目的を理解し達成するための事業計画書（案）が提出されたこと。

8. 今後のスケジュール

指定管理者の指定議案議決後、指定管理者指定決定通知書を送付し、管理運営に関する協議を行い、協定書を締結する。